

1 補助対象について

Q 1 どのような施設が県補助金の交付対象となりますか？

A 1 県内に開設する保険医療機関（大規模病院（200床以上）、病院、医科診療所、歯科診療所）及び保険薬局が対象です。

ただし、申請時点で社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）から国の補助金「ICT 基金(電子処方箋)」の交付決定を受けている必要があります。

Q 2 支払基金の国補助金と重複して申請可能ですか？

A 2 重複して交付を受けることができます。本補助金は、支払基金の交付決定後に申請いただくものです。

Q 3 申請前に実施した電子処方箋導入等経費は補助対象になりますか？

A 3 支払基金の交付決定を受けていれば、導入時期に関わらず補助対象になります。

2 補助金の交付申請について

Q 4 いつまでに電子処方箋を導入する必要がありますか？

A 4 本補助金の申請期限（令和7年1月31日）までに、電子処方箋を導入しており、かつ、支払基金の交付決定を受けている必要があります。

システム事業者への連絡から電子処方箋の運用開始までに1～2か月、さらに支払基金の申請から交付決定を受けるまで1～2か月かかると承知しているため、お早めのご対応をお願いいたします。

なお、予算上限に達した場合は申請期間に関わらず受付を終了する場合があります。

Q 5 支払基金に国補助金の申請をすれば、県補助金は別に申請しなくとも、国補助金と県補助金の両方を受け取ることができますか？

A 5 国補助金と県補助金は別制度となりますので、国（支払基金）とは別に、県に補助金の交付申請をしなければ、県補助金を受け取ることはできません。

Q 6 国（支払基金）に対し、電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請は行いましたが、未だ補助金交付決定通知書を受け取っていません。県補助金の申請期限に間に合わないため、添付書類が一部不足した状態で、県補助金を申請することは可能ですか？

A 6 県補助金を申請するためには、申請時点で支払基金から国の補助金「ICT 基金(電子処方箋)」の交付決定を受けている必要があります。従って、国補助金の交付決定を受けていない状態で、県補助金を申請することはできません。

Q 7 事業区分はどの区分を選択すればよいですか？

A 7 事業区分の県交付要綱第2条については、「(1) 初期導入、(2) 新機能の導入、(3) 初期導入と新機能の同時導入」となっています。申請に当たっては、国の補助金の交付決定を受けた区分と同じ区分で申請してください。

Q 8 紙の通帳がない（ネットバンキング等）場合、通帳の写しは何を添付すればよいですか？

A 8 振込先の情報（口座種別、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名）が分かるものをご提出ください。

Q 9 複数の施設を開設している場合、一括して申請することは可能ですか？

A 9 可能です。
ただし、医科・歯科併設医療機関の場合、医科・歯科は別々に申請してください。

Q 10 県補助金の申請から支給までの期間はどのくらいですか？

A 10 審査が終わり次第順次支給手続きを行います。概ね2か月～3か月程度かかる見込みです。提出書類の不備や申請が集中した場合は、これより遅れる場合がございますので、予めご承知おきください。

3 その他

Q 11 支給が決定された場合、どのように周知を行いますか？

A 11 事務局より交付決定通知書を発送します。同時に、支払手続きも行いますので、場合によっては交付決定通知書の到着と振込が前後する場合がございます。

Q 12 県の補助金について、令和7年度の実施予定はありますか？

A 12 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源とした令和6年度の単年度事業であることから、現時点では令和7年度の実施予定はありません。

以上